

# 資金調達規制等に対する要望

～企業の円滑な資金調達に向けて～

第3回新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するWG資料

2013年7月30日  
経団連経済基盤本部



## 1、新規・成長企業への投資促進策

### ■投資をする個人・企業に、「税制優遇措置」を講ずるべき

- 現在個人にのみ与えている税法上のメリットを企業にも拡大すべき。
- 「エンジェル税制」の使い勝手をよくすべき(控除限度額の大幅引き上げ、損失繰越期間の延長、手続の抜本的簡素化)

### 【参考】経団連提言「日本再興戦略に基づく税制措置に関する提言」(2013年7月10日)より抜粋

「ベンチャー企業への資金供給を拡大し、新産業の興隆を促す観点から、法人が行う一定の要件を満たすベンチャー投資については、その投資額の損金算入を認める等の措置を検討すべきである。

さらに、リスクマネーに対する個人投資の積極活用を図るべくエンジェル税制の拡充を検討すべきである。」

### ■IPOを行う企業の、会計・監査・開示の負担が重いのではないかとの意見あり

### ■創業を支援する態勢を整備すべき

- 事業の立ち上げ時の経営・財務の専門家の育成

## 2、発行開示制度に対する要望

### ■「発行登録制度」の使い勝手をよくすべき

- 登録は、各有価証券毎ではなく、複数の種類を包括的に登録できるものとするべき。
- 会社法同様、社債の発行残高管理が可能となるように、発行登録書を更新する際に、更新前の発行残高を引き継ぐことができるように改善すべき。
- 有価証券報告書等を継続的に適正に開示している発行体については、当該有効期間(1年又は2年)を延長すべき(例えば、米国における3年)。
- 現在、有価証券報告書、四半期報告書等を発行するたびに訂正発行登録書を速やかに発行する必要があるが、実務上の負担が重く、改善すべき。

### ■有価証券の募集・売り出しにおける「勧誘」の範囲の見直し・明確化を検討すべき

- ガイドラインやセーフハーバーの策定により、「勧誘」の範囲を極力限定すべき。その際、資金調達の円滑化のために、プレヒアリングは、「勧誘」に該当しないことを明確化すべき。

### ■有価証券の募集・売り出しにおける公告期間のルールの見直しを検討すべき

- 現状、有価証券届出書又は発行登録書提出から効力発生まで、最低限7日を要しており、この間、株価の下落リスクに曝されている。効力発生までの期間を短縮する方向で制度改正すべき。

### 3、継続開示制度に対する要望

#### ■有価証券報告書の虚偽記載の損害賠償責任について再検討すべき

- 各企業は多額のコストをかけて内部統制システムを構築しており、企業の意図せざる虚偽記載を含めて「無過失責任」を負うという現状の枠組みは発行体にとって厳格に過ぎ、再検討すべき。

#### ■継続開示書類の開示内容・スケジュール等について次の点を検討頂きたい

- 四半期開示の開示内容につき、他の開示書類と重複する事項について、記載不要とすべき。  
(例：【提出会社の状況】の「新株予約権の状況」、「ライツプランの内容」、「発行済株式総数、資本金等の推移」等については「有価証券届出書」又は「臨時報告書」で開示している。)
- 金商法の単体開示は、廃止の方向で検討して頂きたい。  
(まずは、6月20日公表の企業会計審議会の報告書の方向で、具体的な検討をお願いしたい。)

### 4、大量保有報告制度に対する要望

#### ■自己株式の取扱いを大量保有報告制度の範疇から外すべき

- 上場会社が行う自己株式の取得・処分については、自己株券買付状況報告書の提出が求められている。また、自己株式には議決権は無く、経営権の移転を伴う取引では無く、大量保有報告制度の趣旨にそぐわない。従って、自己株式の取扱いを大量保有報告制度の範疇から除外すべき。

#### ■変更報告書の提出要件を緩和すべき

- 発行者側の意思決定による受動的な取引によって大量保有報告書(変更報告書)の提出事由が生じた場合の提出期限を緩和すべき。
- 発行体の第三者割当増資によって、報告者の保有割合が1%以上減少した場合、報告義務はない。しかし、その後、報告者が1株でも売買し、直近の届け出時点から1%以上増減があった場合には、報告義務が生じる。報告義務を負うか否かは、第三者割当増資によって報告者の保有割合が変動した時点から株式保有割合がどれだけ変動したかで判断すべき。
- 大量報告書(変更報告書)を提出する前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合の同時提出の規定(法27条の25第3項)は多大な事務負担がかかるため廃止すべき。

## ■企業の円滑な資金調達のために・・・

- 1.新規・新興企業にリスクマネーを供給するために、資金の出し手及び資金の受け手にインセンティブを与えるべき。
- 2.上場会社の円滑な資金調達のために、「発行開示制度」「継続開示制度」「大量保有報告制度」に関して、制度の改善をお願いしたい。